

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の9月10日からの大雨による被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客様からお申し出があった場合、下記の特別措置の講じてのご対応とさせていただきます。

- 記 -

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のお客様は、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客様専用フリーダイヤル **0120-33-1788**

(受付時間：月～金 9：30～18：00)

※土・日・祝・年末年始休業期間を除く

2. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡便かつ迅速なお取り扱いを致します。特別措置の適用をご希望のお客様は、事故報告時にお申し出ください。

法適用日	災害救助法適用 市町村	備考
9月9日	【茨城県】 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町 【栃木県】 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法執行令第1条第1項第4号適用
9月10日	【宮城県】 仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	

※事故報告は、事故センターフリーダイヤルへ **0120-818-230**

以上